

令和5年度 第45回 群馬県中学校新人バドミントン大会要項

1. 主催 群馬県中学校体育連盟 群馬県教育委員会 群馬県中学校長会 桐生市教育委員会
2. 後援 みどり市教育委員会 群馬県市町村教育委員会連絡協議会 (公財)群馬県スポーツ協会
群馬県バドミントン協会 上毛新聞社 群馬テレビ FM GUNMA
3. 会期 令和4年10月21日(土)・22日(日)
21日(土) 8:00 集合・受付
8:50 開始式
9:00 競技開始(団体戦1回戦 ~ 個人戦S8決めまで)
団体戦終了後 表彰式
22日(日) 9:00 競技開始(個人戦S準々決勝 ~ 個人戦D最後まで)
各種目終了後 表彰式
4. 会場 21日(土) 桐生ガススポーツセンター【所在地 桐生市相生町3丁目300 TEL 0277-54-5705】
22日(日) 桐生大学グリーンアリーナ【所在地 みどり市阿左美1714-2 TEL 0277-77-1616】
5. 参加資格 (1)群馬県中学校体育連盟に加盟した学校に在学し、当該校校長の参加許可を得た生徒であること。
(2)各郡市中体連の予選を通過した生徒、もしくは当該競技部で推薦された生徒であること。
(3)参加資格の特例：学校教育法134条の各種学校(1条校以外)に在籍し、群馬県中学校体育連盟が参加を認め、所在する郡市中学校体育連盟の予選大会を経て、参加資格を得た生徒であること。
(4)同一年度で、いずれかの郡市地区予選に出場した選手は、他校に転校して本大会に出場することはできない。ただし、本大会の出場権を得た個人種目についてはその限りではない。
(5)地域スポーツ団体等の参加資格の特例については別紙とする。
6. 監督引率 (1)参加生徒の監督・引率は、出場校の校長・教員・部活動指導員とする。
(2)監督の条件等は、県中体連「運動部活動顧問等の指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する対応」による。
7. 参加制限 (1)種目 男女別学校対抗団体戦・男女別個人戦(S・D)
(2)出場数及び団体編成 団体戦=10校以上の地区は4校の参加、7~9校の地区は3校の参加、4~6校の地区は2校の参加、3校以下の地区は1校の参加とする。
2複1単、5名以上7名以内で1チームを編成し、単複は兼ねられない。
個人戦=各地区の団体戦出場校数+1。上限11。
複は同一校で編成し、同一選手が単複を兼ねられる。
(3)マネージャーは、出場校の教員・生徒とする。
(4)外部コーチ(外部指導者)は、当該校校長が認めた者(成人)とし、任務は別に定める。
8. 競技規則及び競技方法 (1)現行の日本バドミントン協会競技規則並びに大会運営規定に準じて行う。また、監督会議で確認された事項を遵守すること。
(2)団体戦・個人戦ともトーナメント方式とし、三位決定戦を行う場合もある。
(3)使用球 令和5年度日本バドミントン協会検定合格の2種水鳥球(ヨネックス・エアペンサ700)を使用する。
9. 参加申込 (1)申込責任者 当該出場中学校長とする。
(2)申込書 ・出場校はExcel書式の参加申込データを作成する。書式は県中体連バドミントン部から配布されたもの、または県中体連HPよりダウンロードしたものとする。
(3)申込先 〒379-1313 みどり市笠懸町鹿362-1 みどり市笠懸中学校 金井 智昭
TEL 0277-76-2011 FAX 0277-76-2806 E-mail kasachu@midori-school.ed.jp
・出場校は参加申込データを作成し、郡市でとりまとめる。郡市委員長は申込データの集約、及び郡市別出場者名簿データを作成し、上記宛てに申し込む。
(4)申込期日 ・令和5年9月28日(木)必着のこと。
10. 参加費 登録選手一人につき300円の参加費をプログラム編成会議時に納入する。
*プログラム編成会議 令和5年10月5日(木)午後2時30分より(出席者 競技部運営委員・郡市代表)
伊勢崎市民体育館会議室(所在地 伊勢崎市堤西町93華蔵時公園内 TEL 0270-23-7015)
・プログラム編成会議には、郡市代表が必ず職印を押した申込書、及び参加選手の参加費をとりまとめた上で持参する。本会議では各郡市の代表運営委員にて組み合わせを行う。
11. 表彰 団体戦・個人戦とも第3位まで賞状を授与する。
12. 審判員 各指定校審判員及び大会補助員 なお、審判は原則として敗者審判制とする。
13. その他 (1)競技時の服装は県大会参加確認事項を参照する。
(2)着衣背面に下記の範囲内に校名と姓を示すマークを(見やすい日本語)で必ず明記する。

○ ○ 中	↑	←中学校名
○ ○	20cm	
○ ○	↓	←氏名
← 30cm →		

(3)フロアでの応援はしない。観客席での応援についても品位を保ち、マナーを守ること。
(4)外部指導者の資格、及び対応
外部指導者とは、校長が人格・指導面において認めた成人、又は県・市町村派遣事業で認められた者であり、学校の教育方針に基づき顧問教員の指導計画に従い、顧問教員と協力し、日頃から指導に当たることができる。
①成人を原則とする。(社会人・大学生)
②他の中学校の校長・教員(含む・臨時職員)・職員は外部コーチとしての資格はない。
③他のチームに、外部コーチとして登録している者はベンチ入りできない。
④外部コーチの旅費、安全対策等については、当該校の責任において行う。